



福島県交通安全シンボルマーク

交通

ふくしま

2025年7月（第214号）

発行所

一般社団法人 福島県交通安全協会
福島県交通安全活動推進センター
福島市町庭坂字大原1-1
電話 024-591-5038
編集発行人 国井 祐典
https://kenankyo.jp

県内の交通事故発生状況（6月30日現在）

区分	令和7年	令和6年	増減
件数	1,623件	1,335件	+288件
死者	29人	23人	+6人
傷者	1,961人	1,570人	+391人

令和7年 交通安全 年間スローガン

「わたります
止まるやさしさ ありがとう」



福島県警察本部交通部長

武藤 孝雄

県内の交通情勢について

去る五月二十六日、小川則雄会長の悲報に接し、小川会長のご冥福をお祈り申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

皆様方には、日頃から交通安全活動を始め、警察行政の各般にわたり、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴協会は、地域の交通安全活動の中核として、各季の交通安全運動を始めとした街頭啓発活動やドライバー総参加によるセーフティチャレンジ事業など、地域の交通事故防止と県民の安全意識の高揚に多大な御尽力をいただいておりますことに對しまして御礼申し上げます。

さて、県内の交通情勢につきましては、六月末現在、発生件数一、六二三件（前年同期比+二八八件）、死者数二九名（前年同期比+六名）、傷者数一、九六一（前年同期比+三九一名）であり、いずれも昨年と比較して増加しております。

また、一月二十二日に、郡山市駅前において飲酒運転により若い命が奪われる悲惨な交通事故が発生し、その後も飲酒運転が後を絶たない状況にあり、県民を取り巻く交通情勢は、大変厳しい状況にあります。

県警察では、交通事故の分析に基づく、効果的な街頭活動と交通指導取締りを強化するとともに、飲酒運転の抑止については、毎月二十二日を取組み強化日として検問等による飲酒運転の取締り強化や広報啓発活動を推進し、飲酒運転の根絶を図ることとしております。

会員の皆様方におかれましては、このような交通情勢をご理解いただき、各地域において交通安全活動など、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々の御発展と会員皆様方の御健勝、御活躍を祈念申し上げ挨拶いたします。

令和七年度

一般社団法人福島県交通安全協会

定時総会を開催

令和七年度定時総会を、六月六日、福島市のホテル福島グリーンパレスにおいて、県内各地区交通安全協会長ら約七〇名の出席を得て開催しました。

佐久間比出男副会長の挨拶の後、来賓の福島県交通対策協議会長（代理鈴木正晃副知事）、森末治福島県警察本部長から祝辞をいただきました。

議事では、現下の厳しい交通情勢も踏まえて、昨年に引き続き「交通事故の抑止」を特別重点に「交通事故の総力抑制と高齢者関与の交通事故防止対策」を重点と志向した事業計画を決定しました。

また、昨年度の「セーフティチャレンジ事業参加募集」に功労のあつた地区交通安全協会を表彰しました。
なお、定時総会後の理事会において役員改選定を行いました。

新任

理事 森 大輔（再任・南相馬地区）

蓬田 隆穂（桑折地区）

遠藤 初男（郡山北地区）

武藤 泰典（県バス協会）

石川 俊（県自家用自動車協会）

阿部 議一（県指定教習所協会）

大津 信浩（県軽自動車協会）

会長 大村 雅恵（新任・福島地区）
副会長 佐藤 良也（再任・県自動車会議所）

菅野 宇一（新任・伊達地区）

吉田 康市（再任・田村地区）

増子 宮子（再任・会津若松地区）

佐久間比出男（再任・いわき中央地区）





交通安全活動へのご理解とご協力を

福島県交通安全協会会長

大村 雅 恵

当協会会長小川則雄さんの生前の永きにわたる交通安全活動へのご功績に深甚なる敬意を表しますとともに、ご逝去を悼み心よりご冥福をお祈りいたします。

この度、小川会長の後任として会長に就任しました。微力ではございますが、悲惨な交通事故を一件でも減らすべく皆様とともに交通安全活動に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、近年の交通事故の発生状況は、件数や死傷者数ともに増加傾向にあることや依然として高齢者関与の交通事故が高止まりにあるほか、飲酒運転が後を絶たないなど極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、当協会では六月六日に定時総会を開催し今年度の事業計画において、「交通死亡事故の抑止」を特別重点として「交通事故の総量抑制や高齢者の交通事故防止対策」を重点とした対策を推進することといたしました。

中でも、現在実施中の「セーフティチャレンジ事業」は例年参加者の九割近くが無事故無違反を達成しており、県民の交通安全意識の向上による交通事故防止対策として有用なものとなっており、今後もこうした効果的な対策の推進を図ってまいります。

交通安全活動は、当協会と各地区交通安全協会会員の皆様をはじめ県警察や関係機関団体との連携が必要不可欠であります。

皆さんには、悲惨な交通事故から県民を守るため交通安全活動へご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和七年度 ドライバー総参加の

「セーフティチャレンジ事業」実施中

無事故・無違反を目指そう!!

今年で三十回目のセーフティチャレンジが七月からスタートしました。

このチャレンジは、車を運転する県民が三人でチームを組んで十二月三十一日までの半年間にわたり、お互いに注意、励ましあいながら無事故・無違反達成を目指すものです。

例年、参加者の実に約九割の県民が無事故・無違反を達成しており、多くの県民に参加いただいております。

募集 令和7年 6/1・7/15

チャレンジ 令和7年 7/1・12/31

●参加料 1チーム1,500円 (1人500円)

参加料の一部は 県交通安全奨励金に 寄附しています

三人一組でチームを結成します。ドライバーがお互いに注意し合い、励まし合いながら期間内の無事故・無違反を目指しましょう。無事故・無違反を達成したチームには、もちろん記念品を進呈いたします。さらには抽選で特別賞が当たります。

特別賞 ベストドライバー賞…5本 (15万円の商品券)

セーフティ賞 (6万円の商品券) ……22本

チャレンジ賞 (3万円の商品券) ……110本

チームワーク賞 (9千円の商品券) ……400本

Wチャンス 65歳以上の方が2名以上のチームはシルバー枠となります。一般抽選とは別に、シルバー枠の抽選がありますので、特別賞当選の確率がアップします。

参加申込み方法 所定の参加申込書でお申込みください。申込書は下記のとおりに掲載付けてあります。※その際、申し込み内容は郵送又は直接の申込みを要します。必ず申し込みのチームページをダウンロードしてください。

- 各地区交通安全協会
- 福島県交通安全協会
- 市町村の交通安全担当課
- 福島県交通安全協議会 (福島県生活圏交通安全協議会)
- 各福島県地方振興局県民生活 (環境) 課内

※ホームページからも申込書がダウンロードできます。

無事故・無違反を達成したチームには、参加賞のほか、抽選で特別賞を贈呈しております。

チャレンジしている皆さん、頑張ってください。

今年参加できなかった方もぜひ来年の参加をお待ちしております。

交通安全協会の会費はこのような活動に使われています。



喜多方 地区交通安全協会



桐倉 地区交通安全協会



白河 地区交通安全協会



いわき常磐 地区交通安全協会



石川 地区交通安全協会



猪苗代 地区交通安全協会

交通安全協会への入会をお願いします



交通安全協会は、地域から悲惨な交通事故を1件でも減らし、安全で安心な住みよい街にするため、様々な活動を行っています。

この活動は、交通安全協会に加入していただいた県民の皆様の会費により支えられています。

皆様のご協力をお願いします。

入会については、お住まいの地区交通安全協会にお問い合わせください。

飲酒運転は犯罪です

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！



酒酔い運転 ※1

行政処分

- ・基礎点数…**35点**
- ・免許取消し…**欠格期間 3年** ※2 ※3

罰則

運転者

5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。

※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。



酒気帯び運転

行政処分

- 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
- ・基礎点数…**13点**
- ・免許停止…**期間 90日** ※2

- 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上

- ・基礎点数…**25点**
- ・免許取消し…**欠格期間 2年** ※2 ※3

罰則

運転者

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

自転車は車の仲間です

交通ルールを守りましょう



× 飲酒運転

道路交通法 第65条第1項
罰則 (酒酔い運転)

5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金



× 二人乗り

道路交通法 第57条第2項
福島県道路交通規則 第9条第1項

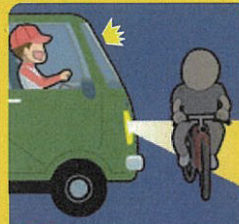
2万円以下の罰金又は料



× 並進

道路交通法 第19条
罰則

2万円以下の罰金
又は料



× 無灯火

道路交通法 第52条第1項
福島県道路交通規則 第8条

5万円以下の罰金



× 一時不停止

道路交通法 第43条
罰則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



× 携帯電話の使用

道路交通法 第71条
第5号の5
罰則

6月以下の懲役
又は 10万円以下の罰金



× ヘッドホン(大音量)

道路交通法 第71条第6号
福島県道路交通規則 第11条第7号

5万円以下の罰金



× 傘さし運転

道路交通法 第71条第6号
福島県道路交通規則 第11条第3号

5万円以下の罰金



× しや断路切 立入り

道路交通法 第33条第2項
罰則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



× 歩行者の通行妨害

道路交通法 第63条の4
第2項

2万円以下の罰金又は料